

ISSN 2750-1824

四国学院大学

論集

166号

調査報告

ノルウェーにおける若年者に対する居住支援

——「Ungbo」の取り組み事例を中心に——

北川裕美子

2024年9月

四国学院大学文化学会

香川県善通寺市

調査報告

ノルウェーにおける若年者に対する居住支援 — 「Ungbo」の取り組み事例を中心に— Residential support for young people in Norway -Focusing on the case study in 'Ungbo'-

北川 裕美子 Yumiko Kitagawa
専門領域 社会福祉学

キーワード：ノルウェー，若年者，居住支援

—— 目 次 ——

1. はじめに
2. Ungbo について
3. 若者の世界を出発点に
4. おわりに

1. はじめに

本稿では、ノルウェーにおける非行や薬物依存、親の養育上の問題、生活困窮等様々な社会的課題を抱えた若者（17-23 歳）への住居提供を通じた支援を行う「Ungbo」の取り組みについて、どのように実践しているのか理解することを目的に実施した調査結果について報告する。

調査方法として①Ungbo の視察及びスタッフへのインタビュー調査、②Ungbo が実施するアクティビティーへの同行、③Ungbo が支援をしているクライアントの居住先（シェアハウス）の調査訪問、④文献調査を実施した。

①のインタビュー調査については、2024 年 2 月にノルウェー・オスロ市内にある Ungbo にて、施設長・日本人ソーシャルワーカー、チームリーダー等 6 名のスタッフを対象に実施した。以下、①～④の調査結果をもとに明らかになったことについて報告する。

2. Ungbo について

(1)Ungbo の概要

Ungbo は 1974 年 1 月に地方自治体が運営する若者向けの住宅プログラムに対するニーズの高まりから、オスロ市で設立された。Ung（若い）プラス Bo（居住）という造語であり、その目的は、若者に賃貸住宅を提供し、住宅市場と労働市場の両方における若者

の定着を促進することであった。主に5~7人の若者との共同生活で、そのうちの1~2人は問題のある背景を持っており、専属のソーシャルワーカーがフォローアップするといった内容であったⁱ。その後1980年代には、Straksboというホームレスの若者に住宅を提供する支援施策と合併し、現在に至っているⁱⁱ。このような考え方はデンマークから導入されたもので、ノーマライゼーションの原則に基づいているⁱⁱⁱ。

現在は、行政（区）を通して依頼があったクライアントに市営住宅を提供しつつ、フォローアップ等の支援を行っている。17歳~23歳が申請可能であり、住居は通常3年契約となっている。住居形態としては、長屋、一戸建て、コーポラティブマンション、普通のアパート等様々である。

2024年時点で、オスロ市内に230か所でクライアントが暮らしており、3年間の契約で、大体が丸3年住んでいる。その背景として、入居する多くのクライアントは経済状況が良くないため、独立するまでに時間がかかるとのことであった。

また、「強化支援」（有料）と「普通支援」（無料）があり、強化支援を提供する場合、区・クライアントと支援契約を結ぶこととなる。家賃については区からの助成金や生活保護を利用し、不足分についてはクライアントの就労で得られた給料から支払いを行っている。区からの補助金は1ヶ月あたり14万円ほどであり、アクティビティーや住居修理費等にかかる費用として使用される。



写真 Ungboの外観

(2)Ungboの理念および組織

Ungboでは、①安心して住める住居、②安定した経済状況、③アクティビティー、④ソーシャルネットワーク、⑤メンタルヘルスの5つの視点を重視し、クライアント中心の支援を行うことを理念として掲げている。また、ソーシャルワーカーが担当する区からクライアントが引っ越しをしても、元の区が引き続きクライアントを受け持つなど、クライアントが経済的にも物理的にも立ち立できるように支援計画が組まれている。支援の形態や内容については、クライアントと区の担当者を交えてプランを作成している。また、クライアントの希望やニーズに合わせた様々な支援形態があり、アクティビティー中心の

支援が取り入れられるなどしている。アクティビティーについては、孤独対策の一環として、週1回開いており、全てのクライアントが参加可能となっている。その他学校、行政の事務所、主治医、病院の付き添い等も行っている。

さらに居住ガイダンス (Bo-veiledning) とよばれる、住居を自分で賃貸し、生活を円滑に維持するためのメニューを準備している。実際にクライアントとの面談で使えるよう、1ページにまとめて簡素化したものを使用し、清掃や簡単なメンテナンスなど、初めての経験のクライアントもいるため、常に「一緒に」やっていくことを基本方針として指導している。

Ungbo の組織は、Oppfølgings、To skritt frem、公営住宅やアパート等と賃貸、契約やそのフォローを担当する公共管理の3つの部門から編成されている。主にクライアントと直接的にかかわる Oppfølgings・To skritt frem の活動内容については次の項目にて説明する。

(3) Oppfølgingsteam

フォローアップチームとよばれており、経済的事情など様々な課題をもつクライアントを対象に支援をしている。現在はその中で「Mulighetshus」といった、刑務所を出所したクライアント¹¹⁾を対象に支援するプロジェクトを実施している。刑務所から申請されるケースの場合、Ungbo の方から刑務所に行き、4回程程度面談することもある。なぜ、そのような頻度になるのか聞き取り調査でたずねたところ、彼らが Ungbo を通じて住宅を手に入れるための前提条件の1つは、「劣悪な環境と決別したい」、「犯罪生活と決別したい」ということであるため、本当にそれを望んでいるかどうかを確認するために何度も話し合うとのことであった。また、ノルウェーでは、刑務所を出る時に居住先がある場合、刑期の2/3で済むことが多い。彼らの多くは家に帰ることができないため、2/3の刑期を獲得できることを期待して Ungbo に申請することもある。しかし、下記の発言に見られるように、実際に受け入れる上で難しいケースも多いようであった。

「現在、刑務所には若い犯罪者が非常に多くおり、彼らが刑務所内で互いに争い始める様々なギャングに属しています。そのような問題を克服するために、そもそもオスロにいられるのか、オスロから国中あちこちへ移動させなきゃいけないのかを判断する必要があります。刑務所にいる時間は、学校に通ったり、働いたり、学んだり、つまり教育を受ける機会が得られる、グリーンランド成人教育 (Grønland Voksenopplæring) と呼ばれるものがあります。釈放された後でも、学校や仕事する人はそこに通えます。若い犯罪者を中心に優れたシステムが構築されているが、特に動機の部分は完全に解決はされておらず、動機のせいで断られる人も多いです。また、経済的または精神的健康に関してもっと大きな問題があると考えて、受け入れを拒否される人もいます。(中略)しかし、誰もそ

れを取り上げず、ただ住む場所がなければならないと考えています。例えば「この人は実際のところ何が問題なのか」と尋ねると、結局薬物乱用の治療を受けたり、その他の課題が山積みという時はやっぱり受け入れられないということもあります。」

(4) To skritt frem

Two steps forward と英訳され、精神障害、診断、または薬物乱用の問題を抱える若者のための住居およびフォローアップのサービスを行っている。彼らが受けた診断は深刻な場合や、複数の診断が同時に発生する場合もあるため、長期にわたって精神科治療を受けることが多く、短期間入院することもある。

さらに「Ettervern」（アフターケア）とよばれるプロジェクトを行っており、児童保護事務所で 18 歳を超えた後のクライアントを対象に支援を行っている。ノルウェーでは 18 歳になると、後続支援という 23 歳まで任意で受けられる支援があることから、継続的な支援を要請された場合に対応している。

スタッフへの聞き取り調査から、連携によるフォローアップが重要であるといった発言もあり、具体的に、家族、地域の精神科センター、医師、NAV^v、学校、施設等、若者と関係を持っている地区の様々な組織と協働する必要性について述べられていた。

一方、Tanja Nordberg のレポート^{vi}によれば、To skritt frem では、「自分たちの人生や自分自身の問題の専門家若者たち自身であるという事実」から支援が始まることを重視しており、下記のようなスタンスをとる。

「あなたにとってそれが重要でないなら、それは私にとって重要ではありません。」

つまり、支援者側が重要だと思うトピックが、必ずしも本人にとって重要だと認識されているとは限らないという前提のもとで、本人たちと話すことに多くの時間を費やし、彼らが何を考えているのか、彼らにとって何が重要なのかを一緒に探すプロセスを重視しているのだと考える。

3. 若者の世界を出発点に

Ungbo を利用しているクライアントの約 80% は元々ノルウェー以外の民族であるという。移民・難民の 2 世、国際結婚で生まれたケースが多く、児童保護事務所が申請に関わるケースは親の薬物依存やネグレクト、子ども本人の薬物依存や非行などの問題があることが多い。さらにクライアントの中には、同伴者のいない未成年難民として Ungbo に来ているため、家族とのネットワークがなく、家族のことをとても心配している若者も少なくないとのことであった。オスロ市は特に 4 人に 1 人が移民・難民であるといわれており、多文化社会であるといえる。Ungbo のスタッフは「Recovery」の理念やシステムズ

アプローチ等様々な研修を受けるなどしているが、何より彼らと同じようなバックグラウンドを持つスタッフが多くいることが強みであると思われる。例えば保護者のいない未成年者、難民としてノルウェーにきたソーシャルワーカー等もいる。インテグレーションについては様々な課題があるが、人間関係を築く上で、人々を結びつけることを Ungbo では最も重視しており、クライアントと同じ国で同じ言語を話せるスタッフがいることで、彼らが社会から隔離されることを防ぐことができるとのことであった。

筆者は Ungbo が実施するアクティビティーに同行した。当日は 10 代～20 代の 5 名のクライアントがオスロ駅に集合した。彼らの希望でもあったノルウェー軍事博物館の見学に行き、その後カフェで時間を過ごした。同行していた 2 名のスタッフは、この時間をどう過ごしたいか、次に何をしたいかといったことをクライアントに確認しながら次の行動へと移すなどしており、本人の意思や、アクティビティーとして彼らの時間を尊重している様子がうかがえた。また、Ungbo が支援をしているクライアントの居住先（シェアハウス）の見学を行った。スタッフは週に 1 回以上は様子を見に行ったり、月に 1 回はミーティングを行い、現在の生活や相談に応じているとのことであった。

Ungbo では、早い段階で、クライアント自身が、自分たちの生活で何を重視したいかをまとめた協力合意書を作成する。彼らは変革の原動力であるべきであるため、スタッフは彼らが望むことをできる限りサポートする^{vii}。

このようなかわり方は、クライアントにある程度の責任をもたせるということでもある。もちろん、緊急を要する場合には本人任せにはせず、彼らと一緒に、あるいはスタッフ自身が他のサポート・サービスに連絡し、介入できるよう働きかけるが^{viii}、それは時にリスクを伴うこともあるかもしれない。常に彼らの世界を出発点に、「無知の姿勢 (Not-knowing)」を実践的に維持することは難しく、ジレンマが生じる場面も少ないであろう。ただし Tanja Nordberg のレポートでスタッフが述べていたように、『一緒に』ではなく、『ために』する」といった古いやり方に逆戻りしないように、若者との関わり方を常に振り返る^{ix}ことが必要であると考えられる。

筆者がカフェで時間を過ごしている際、クライアントに「どういった時に幸せを感じるか」といった旨の質問をしたところ、「こうやってどこかに行ってみんなと話をしている時」という返事が返ってきたことからわかるように、クライアントに対して単なる住宅確保・住宅提供をするだけでなく、伴走型の支援を行うことで、彼らの生活基盤を安定させ、自立した生活の実現へと繋がっていくのではないだろうか。

4. おわりに

最後に、日本における現在の若者を対象とした居住支援について概観する。まず公的制度の枠組みとしては、母子生活支援施設や児童養護施設、自立援助ホーム、各種シェルター等があげられる。ただし、これらの事業は予算がある程度公的に確保されているもの

の、運営は委託をうけた社会福祉法人やNPO法人、民間団体等が行っており、安定した予算や人員体制、規則などの仕組みのもと事業化されているものではない。それゆえ柔軟な対応ができる面もあるが事業継続の安定性は保証されない。

公的制度の周縁で展開されている事業の例として、NPO法人サンカクシャ^{xi}や Relight 株式会社^{xii}、一般社団青草の原^{xiii}等があげられる。

岡部によれば、若者支援における居住支援とは、居住が不適切・不安定な状況を脱するだけでなく、現在住んでいる場以外の住む場の選択肢をつくり、本人が安心して生活できるよう支援する取組みとして捉えられる。

今回調査を実施した Ungbo と直接的な比較は難しいが、こうした事業の安定的な運営のためにどのような仕組みが求められるのか、今後も Ungbo や日本の支援団体等に継続的に調査を実施し、居住支援のあり方について検討していきたい。

※本研究は JSPS 科研費 JP20K02692 の助成を受け実施した研究成果の一部である。



写真上

Ungbo から 5 分程度の距離にあるシェアハウス。公営住宅の一室で、現在は 4 人の男女が共同で生活している。



写真下

電車で数十分ほどの距離になるシェアハウスで、一軒家を借りて生活をしている。

i Hansen, Thorbjørn · Guttu, Jon(1998)

ii 同上

iii 同上

iv ノルウェーでは、少年院といった矯正施設はなく、少年刑務所が設置されている。

2024年現在でノルウェーに2か所ある。なお、非行少年において15歳から18歳までは刑務所に収容しないことを原則とし、地方自治体や福祉の一領域としての社会復帰支援が中心とされている。

v NAV (Ny arbeids- og velferdsforvaltning) は、元々は国家機関であった公共職業安定所、社会保険事務局、地方機関であった福祉事務所が統合され、各地域に設置された支援の窓口のことをさす。

vi 犯罪学者で To skritt fram のプロジェクトワーカーである Tanja Nordberg によって書かれたレポート。当時 Ungbo のプロジェクトマネージャープロジェクトワーカーとのインタビューに基づいた内容が記載されている。その内の1人は筆者が訪問した際にもインタビューに応じたスタッフである。

vii 同上

viii 同上

ix 同上

x 岡部茜(2022)

xi 夜に特化した支援。居住支援については赤い羽根共同募金様の「居場所を失った人への緊急活動応援助成」を受けて活動している。 <https://www.sankakusha.or.jp/>

xii 賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守り等の生活支援等の住まいや、入居後の生活の困りごとへの支援を行っている。

<https://www.borderless-japan.com/social-business/relight/>

xiii 入院や仕事で子どもをみられない家庭をサポートする新宿区の子育て短期支援事業を行っている。 <https://aokusa.or.jp/>

参考・引用文献一覧

・ Hansen, Thorbjørn · Guttu, Jon(1998) Fra storskalabygging til frislepp. Beretning om Oslo kommunes boligpolitikk 1960 – 1989, Norges byggforskningsinstitutt.

・ Nasjonalt kompetansesenter for psykisk helsearbeid: -Hvis det ikke er viktig for deg, er det ikke viktig for meg! (Tanja Nordberg)

<https://napha.no/content/14366/-hvis-det-ikke-er-viktig-for-deg-er-det-ikke-viktig-for-meg>

-
- ・岡部茜(2022)若者支援としての居住支援——若者支援における住宅供給型居住支援の実際,社会福祉学,63 卷 2 号,70-84.
 - ・北川裕美子(2020)ノルウェー・フロン・コミュニケーションにおける実践について,四国学院大学論集 159 号,161-175.

執筆者一覧

〔調査報告〕

北川裕美子

本学社会福祉学部准教授

2024年9月30日発行

発行責任者 会沢 勲

編集責任者 丹羽 章

発行所 四国学院大学文化学会

〒765-8505

香川県善通寺市文京町3-2-1

電話 (0877) 62-2111(代)

ISSN 2759-1824

SHIKOKU GAKUIN UNIVERSITY

TREATISES

No.166

Report

Residential support for young people in Norway

-Focusing on the case study in 'Ungbo' -

KITAGAWA.Yumiko

September,2024

The Literary Society of Shikoku Gakuin University
Zentsuji,Kagawa,Japan